

10月1日から7日までは法の日週間です

毎年10月1日の「法の日」は、法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるよう設けられた日です。

「法の日」から一週間は「法の日週間」とされ、最高裁判所、法務省・最高検察庁及び日本弁護士連合会の共催で各地でイベントを行っています。

なお、さいたま地方法務局では、本週間中に限らず一年を通して人権についての困りごと、心配ごとなど、暮らしの中で起こる様々な問題、いじめ、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力等の悩み事について、法務局の職員や人権擁護委員が面談や電話で相談を受け付けています。

「自分の悩みは人権侵害かも？」と思ったら、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。